

マイナンバーカードを利用する転出届

- ・この届出を行うことができるのは、転出される方の中にマイナンバーカードの所持者がいる場合です。
- ・引越する2週間前から郵送により届出ができます。
- ・届出人の本人確認書類
マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証(表面と裏面)、パスポート、健康保険の資格確認書(記号・番号欄を黒塗り等でマスキングしたもの)又は年金手帳(証書)などのコピー(1点以上)を同封してください。
- ・大田区役所にこの転出届が到着するまでは、新住所の区市町村で転入届出はできません。転出処理終了後、ご連絡をしますので、**平日昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。(転出証明書は発行されません)**
- ・新住所の区市町村において転入届出をする際には、転出証明書発行のため、マイナンバーカードを提出し、暗証番号の入力が必要となります。世帯員全員分のマイナンバーカードをお持ちください。

(宛先)大田区長

届出年月日	年 月 日	届出人氏名	(必ず署名をお願いします。)
転出予定年月日	年 月 日	昼間連絡できる 電話	()
		メールアドレス	@

電話番号は必ずお書きください。

住 所		世帯主(氏名)	
新		新	
旧		旧	

	転出する人の氏名	生年月日	性別	マイナンバーカードの有無	異動者全員が「無」の場合、この転出届は使用できません。
フリガナ					
1		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
2		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
3		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
4		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
5		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
6		年 月 日	男・女	有・無	

【郵送先】 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所 戸籍住民課 郵送担当 宛